

徽州文書にのこる衍聖公の命令書

宮 紀 子

【要約】 中国の歴代王朝は、孔子と儒教を尊重し、山東省曲阜の孔子廟とそこに住まう孔子の子孫を特別に保護してきた。衍聖公とは、宋代以降、本家の当主が世襲してきた爵位である。孔子の子孫は、戦争や一族の内紛によって、次第に曲阜から全国各地に散らばっていった。『新安文獻志』には、大元ウルスの至正年間に、衍聖公が徽州在住の孔子の子孫に発給した極めて珍しい命令書が収録されている。この命令書は、携帯する者が孔子の正統な子孫であることを証明し、かれらが江南に遊学する際に、宿泊費、旅費、食費、書籍購入費を、当地の廟学、書院が支給することを命じた一種のパスポートであった。とうじ、孔子の子孫のみならず顔子、孟子の子孫もこの特別待遇をうけられた。こうした命令書の発給が可能になった背景には、仁宗アユルバルワダ以降の朝廷によって進められた衍聖公の権力の強化と、全国から集められた孔・顔・孟三氏の家系図の整理事業があったと考えられる。

史林 八八巻六号 二〇〇五年 一月

一 は じ め に

モンゴル時代の各地の廟学にかかわる碑石は、現物、拓本はもとより文集、地方志、石刻書等の録文も含めて大量にのこっている。それらのなかには、カアンの聖旨を筆頭に、モンゴル王族の命令文、あるいは尚書省、中書省、樞密院等の諸機関が発給した札付、榜文が刻まれているものもある。しかし、いまのところ、孔子以来、日本の天皇制のごとく男系

男子で世襲してきた曲阜孔家のトップ、全国の儒学を統べたはずの衍聖公が発給した文書は、曲阜孔子廟十三碑亭の東南に立ち、『山左金石志』巻二二が「学田地畝碑」と仮称する碑刻^①をのぞいて、まったく知られていない。その曲阜の孔家に現存する大量の檔案にしても、明代後期を遡るものはない。

金から明初にいたるまでの歴代衍聖公の襲封については、かつて陳高華が要を得た概説をなし、さいきんでは、高橋文治が太宗オゴデイ（成宗テムル期）の衍聖公の襲封に関する問題点を抉り出した^③。だが、『廟学典禮』や『大元聖政国朝典章』（以下『元典章』と略す）等の政書にまったく登場しないこともあってか、とうじ曲阜の衍聖公が具体的にいかなる権限をもち、廟学・書院、全国の孔氏一族、儒者に対してどのような命令を発しえたのか、いっぽう大元ウルスの江南接收ののち、南宋時代に襲封していた衍聖公の爵位を返還した衢州の孔家がどうなっていくのか、といったことは、とりあげられたことがなかった。かれらの墓誌銘、神道碑も必ずしもそうした角度からは読まれてこなかったのである。

近年、全真教、正一教など道教教団のトップが発給した文書（いずれも碑刻のかたちでこされた）は、解析が進み、モンゴル時代の道教管理システムの輪郭が徐々に浮かびあがりつつある^④。それに比して儒教のほうは、まったく手付かずの状態といつていい。

そこで、本稿では、てはじめとして徽州出身の明代の大物官僚程敏政が編纂した『新安文献志』（台湾国家図書館蔵明弘治十年原刊本）に収録される大元ウルス末期の衍聖公の命令書を紹介し、この時代の儒教政策の実態、システムに多少なりとも迫ってみたい。程敏政は、妻（李賢の娘）の妹が第六十一代衍聖公孔弘緒に嫁いでいたこともあって、孔家に関する文献にひとかたならぬ興味を示し、自らも「聖裔考」をものした^⑤。また、『程氏貽範集』や『弘治休寧志』からも窺えるように、徽州にかかわる典籍、碑刻、そして各家が代々保管してきたさまざまな形態の古文書、家譜に精力的に目を通して、整理、一大集成を試みたのであった。衍聖公の命令書がこんにちまでのこり得た所以である。なお、本稿は、筆者が数年来とりくんでいる典籍中の「徽州文書」研究の一環でもある^⑥。

① 駱承烈彙編『石頭上的儒家文獻——曲阜碑文錄』（齊魯書社 二〇〇一年四月 二二八—二三〇頁）

② 陳高華『金元二代衍聖公』（『文史』二七 一九八六年、のち『元史研究論稿』中華書局 一九九一年二月 三三八—三四五頁に再録）

③ 高橋文治『書評 森田憲司著『元代知識人と地域社会』（『東洋史研究』六三—四 二〇〇五年三月 二三八—二四七頁）

④ 高橋文治『モンゴル時代全真教文書の研究（一）』（『追手門学院大学文学部紀要』三二 一九九五年十二月 一六八—一五〇頁）、同「モンゴル時代全真教文書の研究（二）」（『追手門学院大学文学部紀要』三二 一九九七年三月 一七六—一五七頁）、同「張留孫の登場前後——發給文書から見たモンゴル時代の道教——」（『東洋史研究』五六—一 一九九七年六月 六六—九六頁）、同「承天觀公提について」（『追手門学院大学文学部紀要』三五 一九九九年十二月 一六二—一四一頁）

二 孔端朝とその後裔

『新安文獻志』の乙集卷九三「行実寓公」は、李以申の撰になる「孔右司端木伝」から始まる。端平二年（一二三五）、徽州の官学の教授であった李以申は、知事劉炳の命によって羅願の『新安志』を引き継ぐ『新安統志』八巻を撰した^①。おそらく本伝もそこから転載したものでらう^②。

孔端木（旧名は孔端朝 字は子輿^③）は、孔子の第四十八代孫。曾祖父は孔道輔、祖父は孔舜亮、父は孔若升。叔父の孔若谷が男子に恵まれなかったため、その跡継ぎとなった^④。少年の頃から文才をもって知られ、宣和四年（一二二二）三月、徽宗が国子監に御幸した際には、孔子の子孫の優遇を示すシンボルとして、当時ただひとり外舎生として在学していたかれに白羽の矢がたち、上舎出身が特賜され、太学正に除せられた。周知のように、孔子の直系の子孫は、曲阜の孔子廟に

一四一頁）

⑤ 『篋墩程先生文集』（京都大学附属図書館蔵明正徳二年刊本）巻四
○「光祿大夫柱国少保吏部尚書兼華蓋殿大学士贈特進光祿大夫左柱国太師諡文達李公行狀」の女二人、長適翰林院編修程敏政、次適衍聖公孔弘緒。なお、明代孔家一門の詩文のアンソロジーである『孔氏文獻集』（台湾國家圖書館藏明嘉靖四年刻本）巻三が孔承燾の「程氏重建忠社行祠記」を収録するものゝ姻戚関係による。

⑥ 拙稿「程復心『四書章句』出版始末攷——大元ウルス治下における江南文人の保拳——」（『内陸アジア言語の研究』XVI 二〇〇一年九月 七一—二二頁）のち『モンゴル時代の出版文化』収録 名古屋大学出版会 二〇〇五年十二月 三三六—三七九頁、同『徽州文書新探——『新安忠烈廟神紀実』より——』（『東方学報』〔京都〕七七 二〇〇五年三月 二二—一六〇頁）参照。

聚居して約二千年の間、他州に異居する者はいなかった。ところが、建炎二年（一一二八）、孔端朝は、第四十八代襲封衍聖公孔端友、叔父の孔伝（旧名は孔若古）、甥（兄孔端節の子）の四十九代孫の孔瓚、孔舜亮の弟の系統の四十九代孫孔瑄等とともに、十一月に揚州で執り行われた宋王室の郊祀の礼に出席したあと、女真の侵攻をうけて南に落ちのびた。そのご高宗より賜わった衢州の廟宅を中心とし、徽州、湖州、撫州に散らばって寓居を構えた。孔端朝自身は、はじめ徽州黟県の県令に銓注されたので、そこに家を建てて拠点とした。いっぽう、曲阜で留守をあずかっていた孔端友の弟端操以下は、そのまま金朝の保護をうけた。かくして、北の曲阜と南の衢州に二つの孔家が並びたつこととなったのである。

孔伝の『東家雜記』（『琳琅秘室叢書』所収）^⑤末尾に付された紹興二年（一一三二）五月一日づけの『統緒闕里世系』の序文において、孔端朝はみずから事の顛末を次のように語っている。

宣和年間（一一九一—一二二五）の末、女真の最初の入寇があり、靖康元年（一一二六）には、群盜が蜂起し、家の代々蓄えてきた財産は、あとかたもなく雲のように散ってしまった。建炎二年（一一二八）十月、わたくし端朝はやむを得ず、曲阜の孔林、孔子廟を離れ、江南に逃げ込む仕儀となった。翌年の八月、孔子の子孫であることから高宗の恩寵を蒙り、特別に徽州黟県の県令として任命された。二年後の紹興元年（一一三二）四月に任地に赴いた。六月、張琪が徽州を侵略し、黟縣一帯はみな灰燼に帰した。わたくしは、幼い子供たちをつれて山間部に逃げ、なんとか死なずに済んだ。携えていた前代の誥勅、祖父の遺書、代々の宝は、皆、失くしてしまった。^⑥

なお、この序文を記した紹興二年は、閏四月に徽州から、崇寧三年以来の孔家の「白身最長人」を優遇する体例^⑦に依拠して孔瓚を迪功郎判司簿尉の承継者に申請していた件が許可され、五月三日には、客死した第四十八代衍聖公孔端友のあとをその庶子孔玠が襲封することが認められるなど、南宋朝廷下での孔家の地位の確保、足固めがはじまっていた時期でもあった。孔端朝が急遽、家譜を再編纂した所以である（また、二つの申請にあたって、保証人となった人物こそ、孔家の最年長者の孔伝であり、二年後に完成した『東家雜記』には、出発点となる尚書省の劄子がしっかり収録されている）^⑧。

そして、同年十月、広徳軍に隣接する寧国府宣城に異動になっていた孔端朝は、皇帝の特別のはからいにより左廸功郎から左承事郎となり、十二月には秘書省の正字に除せられた。翌年からは秘書省著作佐郎、都官員外郎を兼任、さらに都官員外郎から司封員外郎へと昇進を重ね、右司員外郎、知袁州に抜擢された。空きポストがなくじつさいは名ばかりの官職に俸禄のみを食むこともあったが、その江西の外任職、知臨江軍事となった。儒学の保護と振興につとめ任期を全うしたが、帰途病に倒れ、そのまま死去した。著作に『南渡集』二十巻があったが、現存しない。子供は四人、長子の璪は饒州徳興県の主簿^⑬、次男の璪は監左藏庫^⑭、三男の璪は揚州江都県の県令、四男の璪は池州石埭県の主簿となった。

そして時は流れ、百年ちかく経った端平二年（一二三五）の三月、徽州に赴任してきた李以中は、まさきに孔端朝の子孫を訪ねた。科挙に及第しやすい『春秋』の学のみを拘泥する現状に眉をひそめつつも、太平興國三年（九七八）、元祐元年（一〇八六）の聖旨、条画に照らして、孔璪の子すなわち五十代孫にあたる孔愨が年齢、賢徳ともに高く、地元の評判もよいことから、孔家の子弟の教諭に任じ、租税を免除するよう郡に上申した。知事の劉炳は、その請願をすべて受け入れた。『新安統志』編纂の直前のことである。

さて、李以中の伝の後には、割注のかたちで計七通の文書が、程敏政によって移録されている。

まず、元符二年（一〇九九）閏九月十一日づけの【宣聖子孫右谷授官録黃】。孔若谷が三十六歳のときに受け取った尚書省吏部発給の告身で、澶州清豊県尉兼管勾黄河埽岸に任命されたときのものである。携えていた前代の誥勅は皆失くしてしまった、という孔端朝のことばと矛盾するが、養父である孔若谷の勅牒のうち一通は死守したということだろうか。あるいは孔伝から現物もしくは写しを譲りうけたのかもしれない。二通目は【南宋録用孔端朝勅牒】。建炎三年（一一二九）八月四日、尚書省吏部が発給した勅牒で、かの『統修闕里世系』の序文の中で語られる徽州黟県令の任命書にほかならない。三通目は、紹興二年十月二十七日付け、翌十一月一日発行の【勅右廸功郎孔端朝】。これこそ、『建炎以来繫年要録』巻五九の紹興二年十月辛亥（二十四日）の条、左廸功郎孔端朝は宣聖の後裔である。上様が召見せられて左承事郎に

特別に改められた。ついで端朝を秘書省正字となした（端朝が正字に除せられたのは、十二月のことである）¹⁶に対応する勅牒である。四通目は、紹興七年（一一三七）十月日のやはり孔端朝に発給された【尚書省牒】で、権発遣袁州軍州兼管内勸農宮田事に任ずる。李以申は、孔端朝の履歴にまったく年月を記さなかったもので、これらの文書は「孔右司端木伝」全体を読みとくうえでの補助資料となる。四通目は、慶元二年（一一九六）七月二十一日付けの【録用孔璣勅牒】。前述の崇寧三年の体例——族長一人を取って官とする——に即して、孔端朝の四男、孔璣に勉功郎を特授する内容である。

以上の五通はいずれも、北宋末から南宋初期の朝廷が、儒教保護のスタンスを示すために、孔子の子孫を特別に待遇したことをものがたっており、ぎやくに孔璣の後裔にとつては、自分たちの血統、権益を主張するにあたって根拠となる、代々伝えていくべき重要な文書なのであった（なお、これらのうち四通には、門下省、尚書省のトップから令史まで文書発給に関わったひとびとの肩書き、署名がしるされている。そのたの文書類と併せて、宋代の文書システムの説明はもちろん、『宋史』「宰輔表」の確認、増補や、より詳細な中央官庁の人員表の作成にも役立つ）。

ところが、その四十九代孫孔璣の後裔の名を徽州に探すならば、いきなり五十五代孫にまで下らねばならない。『弘治徽州府志』巻六「薦辟」《国朝》は、つぎのようになっている。

孔克煥。歙県の人。ほんらい宣聖第五十五代孫にあたり、宋朝のときに八世祖の孔端朝がはじめて歙県に家を構えた。克煥の才智、徳行が群を抜いており、貧しさに安んじながら学問に励んでいたことから、当地の官庁が推薦して役人とした。洪武年間に績溪の八都に引越した。唐宋以来の高官となった先祖たちの像および誥勅がともにこっている。¹⁷

孔端朝以降のものならともかく、唐の祖像、誥勅はありえない。誇張されているか、あとで偽造されたものだろう。遡ってもう少し正確な記事をさがせば、大元末期から明初にかけての文人で績溪出身の舒頌が、洪武四年（一三七一）の編纂に係る『貞素齋集』の巻七「贈孔学教克煥」において

克煥は、なんと宣聖の後裔である。その八世祖の孔端朝は嘗て黟県の県尹となつて、最終的に歙県に家を構えた。のち邑の八都に

転居した。克煥は、官序がその才智、徳行を以て推薦し、儒官に任じられた。家蔵の孔端朝の誥勅が今もなおのこっている。¹⁸⁾

と証言しているのにゆきあたる。しかるに、この孔克煥こそ先の五通の文書の持ち主だったのである。そして、孔克煥自身に与えられた文書が、全七通のこのりの二通にほかならない。すなわち、次節において紹介する大元ウルス最末期の至正年間に衍聖公が発給した【元給孔氏子孫遊学文憑】、および朱元璋が呉王を名乗っていた時期——明朝の開国直前に興安府から発給された指揮【国初優免孔氏子孫差役帖】である。

① 『弘治徽州府志』卷十一「詞翰一・序」《新安統志総序》、『浴水集』卷八「新安統志序」

② 『弘治徽州府志』卷十一「人物四・寅賢」《孔端木》にも同文を収める。

③ 『南宋閣閣録』卷七「官聯上・著作佐郎」によれば、孔端朝のあざなは国正である。

④ 『慈溪黄氏日抄分類』（台湾国家図書館後至元三年慈溪黄氏刊本）卷三二「闕里譜系」参照。元豊八年（一〇八五）に第四十六代孫孔宗翰が刊行した旧譜を、紹興二年（一一三二）に孔端朝が再編纂、序文を附し、紹興五年に洪興祖が広徳で刊行、さらに景定三年（一二六〇）、第五十一代孫の孔応得が最新のデータを補い、やはり広徳で刊行した。本書はそれを節略、転載したもので、衢州の孔家の世系が五十三代孫まで比較的詳細に書かれており、きわめて貴重な資料である。ほかに「闕里誌」（台湾国家図書館蔵正徳元年刻本）卷二「開達子孫」、「石頭上的儒家文獻」「四十六世孔舜亮墓碑」碑陰、「四十七世孔若升墓碑」、「永樂七年孔子族譜圖示碑」（一八三一—一八五、三七〇—三七一頁、附録五）も参照。五十四代襲封衍聖公の孔思晦は、天曆二年八月、一族と大集会を開き、孔子から四十二代孔光嗣まで、四十三代孔仁玉から五十四代までの系図を両面に刻み、曲阜孔子廟において一大イベントとして立石した（『據古録』卷十九「孔氏宗支圖記」）。そ

のこ、洪武年間に五十七代まで増補した碑が建てられ、永樂七年（一四〇九）には初代から五十九代まで一面に示した碑が新たに建てられた（上載に孔顔孟氏子孫教授の蔡平の記を載せる）。道光十八年（一八三八）の『至聖林廟碑目』卷二は崇聖祠の前に三種の「宗派圖」碑が立っていたことを伝える。「石頭上的儒家文獻」の永樂七年碑は、五十四代までの系図であり、あきらかに「孔氏宗支圖記」を誤って収録したものである。初代から五十九代までのほんとうの永樂七年碑については、天曆二年碑の碑陽とともに、馬揚春吉「孔子聖蹟志」（大東文化協会 一九三三年十一月 一七九—一八一、二八六—二八七頁）に移録、馬揚春吉「孔孟聖蹟圖鑑」（山東文化研究会 一九四〇年 三八頁）に拓本の写真が載る。ここでは、孔伝、孔端朝等の名は見えない。

⑤ 比較的手軽にみることでできる琳琅秘室叢書本「東家雜記」は、錢曾、張金吾旧蔵の抄本を底本とし、成化十一年（一四七五）の袁則明の識語、黄丕烈、錢大昕の題跋を附す宋刊本の系統に属する（鉄琴銅劍樓宋金元本書影）「史部三一一三五」。「十駕齋養新録」卷十三「東家雜記」、「竹汀先生日記鈔」卷一が述べるように、下巻「統添襲封世系」に衢州孔家の五十三代孔洙まで配列されること、頁によっては大元ウルス治下で増補されたテキストと推測されている。巻頭の「杏

檀園説、「北山移文」、「擊蛇笏銘」、「元祐党籍」は後人の増補で、卷末の孔宗翰、孔端朝、孔擬の序も別に行われていた。「家譜」から抜き出してきたものだという(前註参照)。ただし、「統添襲封世系」はきわめて簡略なもので、「黃氏日抄」に収録される孔応得の「家譜」は参照していないようである。元貞二年(一二九六)に平水で刊行された「論語纂図」(名古屋蓬左文庫蔵)の「杏檀」、元刊本「事林廣記」統集卷四「文芸類」の「夫子杏檀之図」と比較しても、相当技術が落ちるので、さらにあとの明の覆刻本かも知れない。ちなみに楊守敬の旧蔵に係り南宋末の刊本とされる「監本纂図重言重意互註論語」(劉氏天香書院刊本)には、「杏檀」図はない。いっぽう、「四庫全書」が底本とした「東家雜記」は、張鈞衡の旧蔵で現在は台湾國家圖書館が所蔵する明西安縣知縣成安張潤身補刻本と同じ系統のテキストである。咸淳元年/至元二年(一二六五)、旧版の摩滅がひどくなったため、五十三代衍聖公孔洙が上饒で重刻したもので、淳祐十一年(一二五一)に江西軫運司が刊行した『新刻東家雜記』も参照されている。前者のテキスト群とことなり、巻頭に「宣聖小影」、「宋高宗皇帝御讚」(以上が張潤身の補刻)、「孔聖生年月日考異」(淳祐十一年の逝去疾の跋を附す)が掲げられるほか、上巻「歷代崇奉・本朝」の、宣和二年(一一二二)、朝廷が少府監鑄造の至聖宣王廟に銅印一個を頒した」との記事を、宣和五年のこととした上、さらにその印式、背文の挿図を収録する。高宗を、今上皇帝と呼ばない。下巻末尾には「統添襲封世系」のかわりに宝祐二年(一二五四)の趙汝騰「南渡家廟」記を置き、孔宗翰、孔端朝、孔擬の三序のかわりに咸淳元年の馮夢得の跋文を載せる。したがって、両系統のテキストを併せて参照すべきである。

⑥ 宣和末、女真始入寇、靖康丙午、群盜蜂起、家所蕃蔵、蕩然雲散。建炎戊申十月、端朝不得已去陵廟南奔。明年己酉八月、蒙恩以孔氏子

孫、特差徽州黟縣令。後二年辛亥四月赴官。六月、張琪犯徽州、黟之四境、焚殺一空。端朝与幼累奔山間、僅得不死。所携上世譜勒、祖父遺書・生所資、皆失之矣。なお、「曲阜孔府檔案史料選編」第三編清代檔案史料 第一冊「孔子世家譜旧序」「統修直隸保定府冀州南宮縣孔子世家譜(一〇〇〇)」、「皖江孔子支譜自叙」(增修皖江世系孔子支譜卷一(一〇六)之十一)(齊魯書社 一九八〇年二月 三二—三三四頁)にも、孔端朝がものした紹興二年五月一日付けの「孔子世家譜」——すなわち「郡齋讀書志」のいう「統修閩里世系」の序文としてほぼ同文が収められている。

⑦ 「東家雜記」卷上「歷代崇奉・本朝」崇寧三年十一月十四日奉聖旨……、崇寧三年十一月十六日勅司封供到文宣王之後、襲封条貫下項……、宣和四年二月二十一日奉聖旨……

⑧ 「東家雜記」卷上「歷代崇奉・本朝」今上皇帝紹興二年、勅送到吏部狀……、紹興二年六月内准尚書省劄子……

⑨ 孔伋の紹興四年三月の時点における肩書きは、右朝議大夫知撫州軍州事兼管内勸農使仙源開國男食邑三百戶借紫金魚袋。ただし、「四庫全書」本の系統の「東家雜記」は、金魚袋を記さない。なお、孔伋は遡ること十年前の宣和六年、朝散大夫知鄆州軍州事借紫金魚袋であったときに、「孔氏祖庭雜記」を編纂しており、こんにち金朝治下、曲阜で重修された「孔氏祖庭広記」(四部叢刊)所収 大蒙古國壬寅年/一二四二(刊本)の中に見ることがができる。ここでは、南渡した孔端朝を、四十七代、太学博士に誤る。

⑩ 「建炎以來繫年要録」卷五九「紹興二年十月辛亥」、卷六一「紹興二年十月二月戊午」、卷六六「紹興三年六月甲辰」、卷六七「紹興三年七月乙巳」、卷七六「紹興四年五月丙辰」、卷七九「紹興四年八月己亥」、「南宋館閣録」卷七「官職上・著作佐郎」、卷八「官職下・正字」

⑪ 前掲「曲阜孔府檔案史料選編」第二編 明代檔案史料 全一冊

「宋朝優免臨江孔氏族人賦役帖」〔統修江西臨江孔氏支譜（一一〇一）〕（齊魯書社 一九八〇年八月 一一八頁）、『嘉靖臨江府志』卷四「官師表第三」《孔端木》參照。

⑫ 『丹陽集』卷八「軍學記」に、「先聖四十八世孫尚書副郎端朝」が、嘗ての同僚で「統修闕里世系」の刊行協力者洪興祖の建設した広徳軍の学校の式典に立ち会った記録がのこるから、紹興九年の段階で存命であったことは間違いない。

⑬ 「闕里誌」卷二「聞達子孫」は、璵、字伯秩、端木子。從政郎、婺州蘭溪県主簿、という。

⑭ 「闕里誌」卷二「聞達子孫」には、璵、字仲石。初名璵。端木子。承直郎、監左蔵西上庫、終通直郎、とある。

⑮ 「闕里誌」卷二「歴代授官恩沢」に、紹興二年以璵補迪功郎、此後四十九代璵授迪功郎、璵授迪功郎池州石埭主簿、とある。『慈溪黃氏日抄分類』卷三二「闕里譜系」では、孔端朝の子供たちの情報が四十九代孫ではなく五十代孫の項目にまきれこんでいる。それによると、

璵、蘭溪簿。璵、左蔵庫。璵、迪功。璵、迪功石埭簿尉、という。

⑯ 『東家雜記』卷上「歴代崇奉・本朝」に「太平興國三年、詔免本家稅租。先是歴代以聖人之後、不預庸調。顯徳中、遣使均田、遂抑編戶、至是特免」、哲宗皇帝元祐元年、因四十六代孫朝議大夫試鴻臚卿宗翰奏請、及臣僚上言、儒廟開典、奉聖旨令礼部・太常寺同共詳定典禮下項。一、賜監書一本、置教授官一員。於拳到学官人内差、或委本路監司保拳有行義人充、令教諭本家子弟、内拳人、依本州学正例、優与供給、如隣近郷人願從学者聽」。

⑰ 孔克煥。歛人。本宣聖五十五世孫。在宋八世祖端朝始家歛。有司以克煥才行不群、安貧志学、拳為官。洪武間遷居績溪八都。唐宋以來顯官祖像及詩勸俱存。

⑱ 克煥乃宣聖之後。其八世祖端朝（常）〔嘗〕為歛県尹。遂家於歛。後遷邑之八都。克煥有司以才行拳為儒官。家蔵端朝詩勸猶存。

聞説君家好山水、至今猶是魯儒風。春時練帶魚初上、霜後花屏葉更紅。不是新安來孔氏、如何闕里有文公。聖賢道統相伝妙、自北而南意已通。

三 衍聖公の命令書

【元給孔氏子孫遊学文憑】とは、すなわち、大元時代、孔氏の子孫が遊学するさいに発給された証明書の謂いである。弘治年間のテキストでは、『四庫全書』本と異なり、『聖旨』、『宣聖』などの「聖なる文字」、およびほんらい改行されていたと思しき文字の前において、一字空格の処理が為されている。移録にあたっては、これを踏まえたうえで、大元ウルス治下の文書にもっともよく見られる書式に即し、行替・抬頭を施す。なお、もとの文書は、衍聖公自らがしたためたと考えられ、詔、告身のように一行あたり何文字にするかということはおそらく意識されていない。

【原文】

皇帝聖旨裏：嘉議大夫襲封衍聖公、拋族人孔克煥^{*}狀呈：「係宣聖五十五代孫、同弟孔克煒等欲行前往迤南等處遊學、

尋師問道、以広見聞、収買書籍、誠恐各處學院不行依例応付養膳錢糧。告乞施行。得此」。照得：元奉^{**}

集賢院咨：「承奉

中書省札付：「送拋礼部呈：「照得：欽奉

聖旨節該：【孔子之道、垂憲万世、有国家者、所當崇奉】。欽此。除欽遵外、孔氏子孫遊學去処、理合優恤、所在学院、

每名支給白米二石、中統鈔二十兩、及行供宿頓、応付脚力、庶不負

聖朝崇重

宣聖、優異後人之美意。具呈照詳。得此」。咨請依例施行。奉此」。又照得：近奉江南諸道行御史台札付：「今後

除孔顏孟三氏子孫遊學去処、仰所在学院、依例応付施行。承此」。今拋見呈：仰経過路府州県廟學書院、驗此文

憑、每名依例支給錢糧、応付施行。所有文憑、須議出給者。

一行四名 克煥、克煒、克新、克文

右付孔克煥等。収執。准此。

至正某年 月 日

*この時代の文書の体例からすれば、孔克煥の「狀呈」は、「状告」とするのが普通であり、じつさい、孔克煥の申請書の末尾には「告乞施行」とある。しかし、後の箇所でも、衍聖公はかれの申請書を「見呈」と言っており、告とはみなしていない。族人の申請であることへの配慮か、後述するように、こうした申請は各地の孔氏の族長によって一括して曲阜の衍聖公府に送られるためかもしれない。

**ふつうならば、集賢院の咨は「奉」じるのではなく「准」けるもので、誤刻、あるいは明代の中途半端な理解のもとに改字さ

れたとも考えられる。しかし、じつさいには、集賢院と衍聖公の關係は未解明の事柄であり、またそれを直接に示す文献自体、この文書しか存在しないのが現実である。したがって、この根本資料を現在のこつている資料の知見でもって安易に校勘すべきではないと考える。そのまま提示する所以である。

【日本語訳】

カアン、ジャルラク
皇帝の聖旨の裏に：嘉議大夫襲封衍聖公が掬けとつた族人孔克煥の状呈に：「宣聖（孔子の美称）の五十五代目の子孫にあたる私、孔克煥は、弟の孔克燁等とともに、江南のあちこちに赴き遊学して、学問の師をたずね、道について問い、そうすることによって見聞を広め、書籍を購入、収集してまいりたいと存じます。ただ、まこと気にかかりますのは、各地の廟学、書院が体例どおり生活手当、現金、糧食^{*}を給付してくれないのではないか、ということでございます。申告いたしますので命令書を発給いただけますよう、お願い申し上げます。此レヲ得ラレヨ」とあつた。調べたところ、もともと

集賢院より奉つていた咨文には「承奉した

中書省の札付に『送つて掬けとつた礼部の呈に「調べたところ、欽しんで奉じた

ジャルラク
聖旨の節該に：【孔子の道は、万世に憲^{つひ}を垂れ、国家を統べる者が、崇め奉じなくてはならない教えである】此レヲ欽シメ、とあります。欽しんで遵守することはもちろんのことながら、孔子の子孫が遊学に出かける場所は、道理として優待し必要なものを恵み与えるべきです。当地の廟学、書院は、各人に白米二石、中統鈔二十両を支給し、また宿泊場所を提供し、旅費を給付すれば、

聖なる大元ウルス朝廷の

宣聖を崇め重んじ、その後人を特別に優遇するという麗しい御心に、ほほ負^まかないといえましょう。呈文を添付

してお送りしますので、詳細にお調べご検討くださいますように。此レヲ得ラレヨ」といつてきた』とあった。咨文を送ってお願いもうしあげる。体例に依拠して施行されるように。此レヲ奉ゼヨ」とあった。又、調べたところ、近ごろ、江南諸道行御史台より奉った札付に「今後、孔・顔・孟三氏の子孫が遊学しにいった場所はもちろんのことながら、当地の廟学、書院に申し渡して、体例に依拠して給付施行せよ。此レヲ承ケヨ」とあった。今、この孔克煥の呈文を受け取ったので、かれらが経過していく路・府・州・県の廟学、書院に申し渡す。此の証明書を吟味し、各人ごとに体例に依拠して現金、糧食を支給し、給付施行せよ。あらゆる命令書は必要なればこそ討議して発給するものである。

一行は、孔克煥、孔克焯、孔克新、孔克文の四名である。

右、孔克煥等に付与す。執照を収めよ。此レヲ准ケヨ。

至正某年 月 日

* 養膳の錢糧、すなわち、生活手当てとしての現金、糧食」と解するのが普通であろうが、孔克煥の立場からみれば、生きていくための最低限の手当てと書籍購入費や交際費などの小遣い、宿泊費、旅費を分けて請求しているように思われるので、後の箇所において衍聖公がいう「依例支給錢糧」と區別して、あえてこのように訳しておいた。註②の用例も参照。

まず、この命令書を発給した嘉議大夫襲封衍聖公は誰か。至正年間の発給だから可能性としてはふたり。第五十五代孫の孔克堅（字は環夫）、そしてかれの息子の第五十六代孫孔希学（字は士行）である。孔克堅は、後至元六年（一三四〇）十一月に衍聖公を襲封した。至正六年（一三四六）に、中書省が、衍聖公の爵（一品）と階がつりあっていないので、正三品下の嘉議大夫から従二品下の中奉大夫へ引き上げて銅章を銀章に換えてはどうかと上奏した。翌至正七年の秋に曲阜の孔克堅に宣命および酒醴が送られ、至正八年（一三四八）の四月にはあらためて、国子学においてじきじきに衍聖公の銀印を賜り、中奉大夫に昇進したのであった。至正十五年十月に同知太常礼儀院事に任じられたのを機に、衍聖公はとうじ二

十一歳であった孔希学が継ぎ、中奉大夫の資品もそのまま受け継いだ。^③したがって、嘉議大夫襲封衍聖公の肩書さは、孔克堅のものでしかありえず、ここに掲げた命令書の発給年月日じたい、至正元年から至正八年の四月以前、わずか七年あまりの期間に限定されることになる。

孔克煥とその弟たち孔克焯、孔克新、孔克文のうち三人は、【国初優免孔氏子孫差役帖】^④において

先聖五十五代の嫡孫に係る私どもは、歙県の西南隅の南門の内に寓居し、先聖孔子の家廟を建立しておりました……

と、興安府の儒学に連名で申告する儒人孔舜夫、孔明夫、孔和夫にはかならない。^⑤宣聖五十五代孫は、みな名の一字目に「克」の字を、あざなの二字目に「夫」の字を用いて命名されることになっていた。【国初優免孔氏子孫差役帖】は、ほかの文書とことなり発給の年を記さないが、それは、かつて錢大昕が『陶学士先生文集』や『弇山堂別集』巻八五、八六「詔令雜考」をもちいて指摘したように、韓林兒の偽宋の年号「龍鳳」を奉じていたことを、のちに『明太祖実録』をはじめ、隠して書さなくなったためである。^⑥龍鳳元年は至正十五年（一三五五）にあたり、その年号は、至正二七年／呉の元年（一三六七）まで使用された。くわえて、文書の冒頭に「皇帝聖旨、呉王令旨」の書式を用いたのは、龍鳳十年／至正二四年（一三六四）から龍鳳十二年／至正二六年（一三六六）のわずか三年の間であり、徽州が興安府と称されていたのも、呉の元年より前である。^⑦

さて、この歙県に住まう孔克煥等四兄弟は、江南の各地に遊学し、書籍を購入する費用として、生活手当、現金、糧食を当然のように請求する。各地の廟学、書院がそれを負担するのは、すでに決まりごととして認められている、というのである。

かれらが根拠にしているのは、中書省が降した劄付で、孔子の子孫が遊学するさいには、当地の廟学、書院が、各人に白米二石、中統鈔二十兩、宿泊場所、旅費を提供するようにと定めたものである。この劄付は、衍聖公孔克堅が孔家の代表として（正一教の張天師と同様の手続きにより）、儒・道の二教を管する「集賢院」^⑧を通じて、中書省に提出した申請に対す

る回答であり、衍聖公に届けられると同時に、行省、儒学提举司、総管府等を通じて各地に掲示されたのだろう。ただ、中書省の劄付が正確にいつ発令されたのかは、現在のこつている資料からは、特定できない。^⑧

中書省の礼部が孔子の子孫の優遇の根拠として引用したのは、至元三二年（二二九四）七月に発令された成宗テムルの「勉勵学校詔」^⑨である。この詔は、曲阜の林廟、上都、大都、諸の路・府・州・県・邑の応に設くべき廟学、書院の保護をうたう。そして、学校の経営のための不動産、産業、及び貢士莊田から得られる錢糧を、春秋二丁の祭祀、教師と学生の生活費にあてるほか、貧寒老病に苦しむ儒者で多くの人々に尊敬されている人に毎月米糧を支給して、救済、支援すること、破損した建物の補修に使用することも認めている。この詔は、曲阜の孔子廟を筆頭に、各地の廟学、書院が権益誇示のために碑に刻し、いごのカアンたちによっても踏襲された。^⑩

孔克煥等が申請したとき、衍聖公孔克堅は、ちようと江南行台から、廟学、書院に対して給付を命令する文書の発給権をあらたに認められたところであった。しかも、優遇措置の対象は、孔子の子孫のみならず顔子、孟子の子孫にまで広げられたのである。山東曲阜の衍聖公に対して、御史台ではなく江南行台が文書を送っているのは、ここで遊学先として想定されている廟学、書院が江南行台の管轄に属するからにほかならない。周知のように、大元ウルス治下において、廟学、書院は月益歳増し、江南の学田の数は、宋代のそれをはるかに上回った。^⑪そして江浙、江西の廟学、書院の学田からあがる錢糧が、曲阜の孔子廟の重修をはじめ、公的な出版事業、^⑫科挙の諸経費等に投入されたのであった。

そして、孔克煥の言のごとく、書籍の収集、購入という目的のためには、江南諸路の廟学、書院を渡り歩くのが最上の方法であった。温州路の総管趙鳳儀が延祐五年（一二一八）に路学で刊行した大字本『四書集註』の版木を稽古閣に置き、購入希望者に印刷販売したように、^⑬また杭州路の西湖書院や慶元の路、県、州の儒学、書院が蔵した版木のリストをみてもわかるように、^⑭各地の儒学、書院、精舎は、国家出版の下請けのみならず、良書の刊行、古籍善本の覆刻につとめ、それらの版木を保管し、印刷所ももっていた。書物の収集を精力的に行い、抄写、校勘のための貸し出しサーヴィスも行っ

ていた。^⑮さらに、集慶路（金陵）、杭州路、慶元路、建寧路、江西の吉安路等には、携帯に便利な小字本、巾箱本を売る書坊が林立しており、受験参考書、平話、詞話なども入手することができた。^⑯ちょうどこの衍聖公の命令書が発令されたころ、秘書大監のイエスデルは、江南にて三十万巻にも及ぶ書と礼器を収集、購入し、何艘もの船に載せて四川に持ち帰り、自身が創建した三つの書院に置いたほどである。それに、五十四代衍聖公の孔思晦自体が、曲阜孔子廟の金絲堂を建て直したとき、中書省に願ひ出て、江南郡県の書籍^⑰を置いたのだった。^⑱

また、儒学、書院の教授、山長たちは、しばしば国家出版に値する書物かどうかの審査や出版に際しての校正作業を委託される地方の名儒、それなりの学識を備えた人々で、モンゴルの文官たちとも交流があったから、さまざまな学派の「学問の師をたずね、道について問ひ」、人脈を築いていくにも、まことに有益な旅なのであった。

ところで、孔克煥等兄弟それぞれに与えられたあてがい扶持の白米二石、中統鈔二十兩は、当時どれくらいの価値があったのだろうか。

至正元年正月一日に発令された改元の詔の一款によると、行省、行台、宣慰司等の官で職田がない者に対し、俸銭のほかに毎月禄米を品級に照らして支給することになった。そのなかで、二石を支給されたのは六品以下である。官糧がない場合は、かわりに一石あたり中統鈔で二十五兩が支給された。^⑳ いっぽう、江浙行省下の路の総管府が至正六年五月に算出した物価表によると、粳米の上等品である白米は、每石、中統鈔で四十兩というから、^㉑孔克煥たちは、それぞれ白米と現金であわせて中統鈔で大体七十兩から百兩の支給が約束されたわけである。学官以外の名儒著宿に江南の儒学、書院が支給していた一箇月分の学糧と比べても、破格の扱いであった。^㉒ しかも、かれらの場合、月ごとではなく、滞在先を換えるたびに支給される。ジャムチの宿泊地で使臣一人に支給される白米は一升だから、単純計算すれば一度に二百日分受け取っており、酒代や、肉をはじめとしたおかず、調味料、燃料などの諸雑費を差し引いても、ずいぶん余裕があったに違いない。おまけに宿泊費も無料、次の移動先までの旅費も給付してもらえるので、一箇所に長期滞在するより、こまめに各

地を渡り歩けば渡り歩くほど、そして同行者が多ければ多いほど儲かる（↓書籍がたくさん買える）寸法である。孔克煥が兄弟を三人つれていったのも、「江南のあちこち」とか「見聞を広める」と書いたのも、領ける話である。まさに実りのおおい「遊学」であった。

孔子の子孫の優遇は、すでに大徳七年（二三〇四）頃には、鄭介夫が「きちんとした系図もないのに、姓が「孔」というだけでみな孔子の子孫であると称して、間拔けで無学な輩が翰林院や集賢院に賄賂をおくって推薦状を書いてもらい、それまで無位無官だった者が一考ですぐ入品、路の教授で八品になったかとおもうと、三年後にはもう提挙とののしつたくらいであったが、ここに「空きポストが見つからない場合はとりあえず遊学する」という選択肢も出現したわけである。滞在期限は設定されていないので、気に入った廟学、書院には好きなだけ居候を決め込むこともできたし、下手に儒学教授（五十歳以上の年齢制限があるうえ、品級のないものも相当いた）などやっているよりは、よほど気楽であった。『新安名族志』によると、孔克煥が任じられた「儒官」とは、教授の下の学正であり、しかも弟たちはどうとう職がないままに終わったらしいので、なおさら遊学は魅力的だったろう。

なお、孔克煥たちが何冊くらいの書物を買って帰ることができたのか、とうじの大字本と小字本、官刻本、坊刻本それぞれの販売価格の具体的な数字、相場を示す資料が、現在のところ見つかっていないため、推測はむずかしい（孔子の末裔ということで、特別割り引きしてもらったり、贈呈されることもあったかもしれない）。ただ、華北の例ではあるが、中書礼部郎中の杜弘道の子で宋本の娘婿となった国子生の杜儉が鈔若干で書教卷を買ったという記録がある。また、『正徳涿州志』巻一〇何伯琦「涿州儒学藏書之記」（至正十年）によると、涿州儒学の学正である龔仁実が俸給で経史若干巻を購入し、美麗な装丁を施して学校に寄付した。その書籍のリストが碑の左側に刻まれた。しかし、残念なことに、移録の際、書物が現存しないという理由で省略されてしまっている。一九九七年刊行の『涿州志』は、この碑は今もなお現地に立っているというので、拓本、移録が公開されれば、学正の給料で、はたしてどれくらいの書物を買えたのか、わかるだろう。ちな

みに、至正二年の時点で、政府が発行、独占販売する一冊五、六頁程度の曆日カレンジャー——その売り上げの曆日銀は曲阜孔廟の建設等にも使用された——の内、大曆が毎本価鈔一両、小曆が毎本鈔一錢である。^⑧

それはさておき、全国の廟学、書院にすでに中書省、御史台の劄付が行き渡っているにもかかわらず、なぜ、孔克煥たちは、「各地の廟学、書院が体例どおり生活手当、現金、糧食を給付してくれないのではないか」と危惧し、衍聖公に再度確認の命令書を書いてもらわねばならなかったのだろうか。

じつは、衍聖公から命令書をもたらった孔子の末裔は、孔克煥たちだけではなかった。明の成化、弘治年間に中央官僚として活躍した呉寛は、宣聖五十八代孫孔「公」鏞（一四二七—一四八九）^⑨の家に伝わった大元時代の文書に次のような跋文を記している。

孔・顔・孟三氏の子孫がよその土地に遊学する場合に、訪問先の儒学、書院の人々がかれらに米を支給してやるのは、さきの元朝が下した命令だろう。これは、つまるところ、宣聖五十五世孫の孔克剛、孔克信が至正年間に江南に遊学した折、平江路（今の蘇州）、嘉興路の二つの管轄地へ出された文書である。文書の中には、「行供宿頓」、「優加礼待」等の語が見える。当時の三氏への厚遇ぶりを窺うにしても、なんとまあ盛んであったことか。孔克剛が華北に帰還したのちも、ひとり孔克信は平江路に滞在した。まもなく兵乱が起り帰路を阻んだので、とうとう長洲に籍を置き、孔希安を生んだ。孔希安は双流知県の孔友諒を生んだ。孔友諒は広東副使の孔公鏞を生んだ。二代に亘って進士に及第し、時の名宦となった。かれらは古い文書を大事に保管し、失くさないように気をつけてきた。この書付に残る文字は数行ではあるけれども、信憑性は充分だろう。呉の地方には百年来、曲阜孔氏の分支がある。孔子の子孫の証拠となり、譜牒と相互に参照、考証しうるものは、ほぼこの文書の中にある。私はたまたま副使のと同郷であったので、かれが賢くて優れた才能があることを知っている。だからこそ、先祖代々に恥じることなく、彼を友と思ひ彼に仕えてきたのであって、どうしてかの宓子賤が魯国に在って孔子を師としたのと異なることがあろうか。常に私自身の僥倖だと考えてきたのである。前日、かれの弟の孔公鐸がこの文書を持参して見せてくださって、何度も感嘆したあまりに、敬しんで文書の

後に跋文をしたためるものである。^②

吳寛が「元朝が下した命令」と判断したのは、文書の冒頭におそらく「皇帝聖旨裏」とあったこと、宛先が「平江路」、「嘉興路」であったこと、発給年月日として、至正年間の日付が書かれていたからだろう。そして、「孔・顔・孟三氏の子孫がよその土地に遊学する場合に、訪問先の儒学、書院の人々がかれらに米を支給してやる」、「行供宿頓」などの語が見えるなどから、この命令書もまた中書省、江南行台の劄付を引用していたこと、間違いない。「優加礼待」の語は、徽州の文書には見えず、また孔克剛、孔克信の遊学先は平江路、嘉興路の二箇所に限定されていたらしいので、書式は孔克煥等のものと多少異なっていたと見られるが、やはり第五十五代衍聖公孔克堅の発給に係る。文中の「兵乱」は、至正十二年の紅巾の乱を指し、それより前の発給であることは確かだからである。

孔克剛（字は徳夫）は、大元ウルス治下、晋寧路学（旧平陽路・華北の出版事業の拠点）の教授をつとめ、孔克信（字は善夫）は、泗水県学の教諭から、尼山書院（後至元二年創建）の第四代山長となった人物である。^③ しかも、曲阜孔家が所蔵する明清檔案のひとつに、明弘治年間に翰林院侍読学士の謝遷がものした「工部右侍郎節菴孔公事实」があつて、その冒頭に

公、諱は「公」鏞、字は韶文、山東兗州府曲阜県の人。曾祖父の克信は宣聖の五十五代孫である。元朝に仕えて尼（丘）「山」書院の山長となり、至正年間に官職を辞して、江南に遊学し、蘇州に至つて、結局はそこに家を構えることとなつた……^④

という。やはり一介の書院の山長よりは、江南遊学のほうが魅力的だったのだろう。吳寛の記録は、徽州文書が決して偽造ではないこと、江南のみならず、華北の孔氏一族も江南の廟学、書院を訪問、書籍を買っていたこと、衍聖公が名実ともに全国の孔子一族、孔子を祭る廟学、書院を統べ、「パスポート」の発給権を有していたこと、もはや衢州の旧衍聖公の家にはなんの権限もなかったことを裏付ける。衍聖公の命令書は、孔子の真正正銘の後裔であるとお墨付きの意味をも有していたのだから、こんご、さらに各地の孔子、孟子、顔子の子孫の家譜などから同様の衍聖公の命令書の写しがあるいは現物そのものが見つかると可能性もあろう（この種の命令書を、受け入れ先の廟学、書院が碑に刻すことはありえない）。

廟学、書院の立場から考えてみれば、孔克信や孔克煥たちはもともと出費が嵩むあまり有り難くない来客でもあり、生活手当や宿舎を要求してくる人々がほんとうに孔子の末裔なのかどうか、身元確認をしなければ、とても支給する気にはなれなかつただろう。それに戸籍登録上、たしかに姓が「孔」だとしても、孔子の末裔とは限らない。勝手に系図をでっちあげている一族も少なからずいるはずである。全国津々浦々の孔家の系譜の真偽を判断し太鼓判を押せるのは、衍聖公をおいてほかにいまい。

じつは、孔端友の南渡以来、華北と江南にながらく分断されていた孔家の系譜がふたたび整理、統合されたのは、天曆二年（一三二九）の八月、孔克堅の父第五十四代衍聖公の孔思晦^⑤のときなのであった。世祖クビライの至元十九年（一二八二）七月、衢州の第五十三代衍聖公孔洙が爵位を返還してからは五十年の歲月が流れていた。

原因は、モンゴルの第二代カアンの太宗オゴデイ時代、衢州のみならず、曲阜の中にも孔元措と孔元用（死後は息子の孔之全）と、ふたりの衍聖公が並び立つたことにある。最終的には、孔元措が正式な衍聖公とされたが、かれが死ぬと再び孔之全、孔治親子が立ち上がり、曲阜では熾烈な権力闘争が繰り広げられた。ことを冷やかに眺めていたクビライは、孔洙の衍聖公の返還後も、とうじ曲阜の代表となっていた五十三代孫孔治の衍聖公襲封を認めず、孔治がはれて念願の衍聖公となったのは成宗テムルの元貞元年（一二九五）であった。もともと、中議大夫（四品）の散官を授けられたにもかかわらず、大徳四年（一二三〇）、翰林学士の閻復が進言するまでは、月俸二錠をまったく与えられていなかった^⑥。孔治の後には息子の孔思誠がいったん衍聖公を継いだ^⑦が、仁宗アユルバルワダの延祐三年（一三一六）、族人の合議と中書省礼部、元明善等の強力な推薦によって女真の血の混じる孔思晦が五十四代衍聖公となり、月俸も五倍に跳ね上げられた。孔思晦の師は張盥、さらに大徳七年には国子祭酒の耶律有尚の知遇も得ていた。つまりクビライの中統元年（一二六〇）に開始された孔顔孟三氏の子孫の教育の中で育った、いわば大元ウルスの朱子学を中心とする文教政策の申し子なのであった^⑧。ここに名実ともに儒教の長たるに相応しい衍聖公が用意されたわけであり、衍聖公の権力の強化がはじまった。のち明の初

めに徐一夔が

元朝の制度では、孔氏の後裔は、それぞれの族長が推薦して衍聖公府に文書を送り、衍聖公府が整理、分類して、管轄の行省に学
校官の任命待ちの人員のリストを送り、一般の人々より級号俸表において一等分優遇されることになっていた。^⑧

と述べたが、この事例は孔思晦のときから確認されるのである。^⑩ また、全国の孔家で徹底して統一の輩字がもちいられる
ようになるのも、五十四代孫より後のことである。なによりも、孔克堅が孔思晦の墓に刻した肩書きは、宣聖五十四世
孫通議大夫襲封衍聖公礼部尚書贈通奉大夫江北河南等処中書省參知政事護軍追封魯郡公」とそれまでの孔治等と比べると
はるかに長いものであった。衍聖公は、孔氏の後裔に限らず、すぐれた儒者を、孔顔孟三氏子孫の教授や書院の山長とし
て推薦することもできた。さらに、かれは衍聖公府に掌書一名のほか、国子監を模倣して、典籍、司楽、管勾を置いて仕
事の分担を図り、完全な役所をつくりあげた。族弟の孔思立も、孔思晦、孔克堅親子の展開と歩調を同じくして江南行台
の監察御史にはじまり中書省參知政事兼翰林侍講学士同知経筵事へと順調に昇進を重ね、衍聖公府を援護した。イスン・
テムルの御世になっても、衍聖公の尊重の方針は続き、泰定四年（一三二七）、孔思晦は正三品の嘉議大夫に昇進し、トゴ
ン・テムルの至順三年（一三三三）には、三品の印に改鑄してもらった。孔思晦は、内外から自分に期待されている役目
をじゅうぶんに理解しており、曲阜孔子廟の金絲堂の修復や、書籍の収集、尼山書院の創設など精力的に活動し、孔顔孟
三氏の学田三千畝を豪民から奪回することにも成功した。孔思晦が衍聖公を襲封した年に孟子の父母に加封の詔がくださ
れたが、孔子の父母の加号、顔子の父母、妻の加号の申請もかれが行ったのである。

そうした成果のなかでも、南北孔家の家譜の統合は、最大の仕事といつてよかった。天曆二年五月、五十三代孫の平江
路吳江州判官孔澇^⑪が曲阜に赴き、『闕里世系圖』の著者の五十三代孫孔淑、五十四代襲封衍聖公の孔思晦と『闕里譜系』
を編纂した。^⑫ 江西は臨江の五十五代孫孔克己もまたはるばる曲阜へ赴き資料を調べ、自らが編纂した家譜を増改訂した。

やはり同じ天曆二年の二月のことである。^⑬ じゅうらい注意されていないが、これは決して偶然ではなく、全国の孔家に家

譜の提出が号令されていたに違いない。なお、『闕里世系図』とは、大徳四年、孔治が閻復をつついていたとき、とうじ秘書監著作佐郎だった孔淑が甥の孔楷とともに南北の譜牒を合わせて編纂したものである。ただこの系図は、稿本のまま刊刻されることもなく、孔淑の子の孔思遠が皇慶年間にアユルバルワダに贈呈したままお蔵入りになっていた。延祐年間には、五十一代孫の孔元祚が『孔氏統録』を編纂しており、衍聖公と『家譜』の編纂がつねに密接にかかわっていたこと、明らかだろう。

孔思晦は、典籍の『闕里譜系』の編纂、完成披露と同時に、曲阜孔子廟において、族人を集め、孔子から五十四代までの系図「孔氏宗支図記」を立石するという、一大イヴェントを企画した^⑮。四十二代孔光嗣を殺し聖裔を騙った灑掃戸孔末の子孫がたびたび曲阜孔家の爵位を狙おうとするのを防ぐため、というのが建前であったが、じつさいは、その権力を一族に見せつけ、孔思誠、孔克欽（字は敬夫）の系統を抑えこむためのイヴェントであった（『櫟古録』巻十九をみると、天曆三年三月に孔林において、四十五世孫孔延沢から五十三世孫孔浣、すなわち孔思晦の父まで、みずからの血統を遡って、まとめて墓碑を建てている。これもその事業の一環に違いない）^⑯。

孔思晦が元統元年（二三三三）に亡くなったあと、孔克堅が衍聖公を襲封するまで、七年の歳月を要したが、その座を奪おうと画策していたのは、ほかならぬ孔治の孫、曲阜卓尹兼本原諸軍與魯勸農事孔克欽であった。それは、この期間に孔克欽がおのれの適性を内外にアピールすべく、しきりに曲阜およびその周辺で立石した碑刻の数と碑文の内容自体からも疑いない。むろん、この空白は、科擧の一时的廃止とも重なっており、モンゴル朝廷の政局も考えねばならないが。

ともあれ、孔思晦の代に統合された『闕里譜系』を前提として、はじめて五十五代衍聖公の孔克堅に孔氏の子孫への「パスポート」の発給権が認められたのであった。顔氏、孟氏の家譜の整理、編纂もおそらくこのとき同時に行われたのだろう^⑰。孔、顔、孟三氏の掌握はもとより、かつてない広大な版図の大元ウルス治下、全国の廟学、書院を自らの指示のもとに動かすことができるようになった衍聖公府の未来はきわめて明るいものとなるはずだった。

孔克堅は、はやばやと衍聖公を息子に継がせ、「院政」を敷きながら、みずからは平章政事タシユ・テムルの推薦を受けて太常礼儀院事となり、つづいて御史台の治書侍御史、山東道肅政廉訪使を拝した。紅巾の乱以降も、集賢直学士、礼部尚書、国子祭酒となり、モンゴルに忠誠を尽くした。かれは、朱元璋政権の誕生など、ちつとも望んでいなかった。というより、最悪の事態だと思っていた^⑮。大元ウルスの巻き返しを予想、信じていたので、招聘になかなか応じず、朱元璋を怒らせた。衍聖公の孔希学より孔克堅が来ることに意味があったからである。孔克堅はしぶしぶ南京まで出向いたものの、帰途船中にて急逝した。おそらく暗殺されたのだろう。

いっぽう、衍聖公の命令書を受け取った孔克煥たちの境遇もまた、四半世紀足らずの間に、とんでもないことになっていた。【国初優免孔氏子孫差役帖】において、孔克煥等兄弟は、興安府歙県の儒学に切々と訴える。

先聖五十五代の嫡孫に係る私どもは、歙県の西南隅の南門の内に寓居し、先聖孔子の家廟を建立しておりましたが、土地屋敷は戦のために荒廢し打ち壊されてしまい、前項の地所には、現在、城郭の石垣が積み上げられ、物見やぐらと墓山が建設中でございます……

そして、訴えを受けてじつさいに検分した興安府歙県の儒学も

孔舜夫等は、まこと先聖の後裔に係りますが、親類縁者もなく貧窮に喘ぎ見るからにみすばらしい暮らし、家財も尽き逼迫いたしておられます。各戸が毎年体例に依拠して納めるお上の年貢を支払うのは当然のこととして、それ以外の雑泛差役は、理として優免されるが宜しいかと存じます……

と興安府の役所に口添えしてやったほどである。韓林児、朱元璋等の軍団がかれらを地獄へと突き落としたのであった^⑯。いご、孔克煥の子孫は、績溪に居を移し、代々田舎の儒者として細々と暮らした。年に二回、績溪の孔廟で行われる春秋の釈奠の礼の介添えが、脚光を浴びるわずかなときであった。『新安文献志』が、孔克煥よりのちの文書を収録しないのは、そのためだろう^⑰。

① 『元史』卷四〇「順帝本紀三」：「後至元六年冬十一月」辛未、以孔克堅襲封衍聖公。

② 『宋學士文集』卷六八、京都大学人文科学研究所蔵拓本ⅧNo.52「元故『襲封衍聖公』國子祭酒孔公神道碑」：文爾公薨、襲封衍聖公階嘉議大夫……至正六年、中書謂公爵與階不稱、奏陞之、制授中奉大夫、易銅章以銀、石頂上的儒家文獻（三二八—三二九頁）「至正七年張如石賀衍聖公加官爵詩稿」：至正七年秋、朝廷加陞衍聖公官爵、加左丞、命欽送宣命、酒醴、至於曲阜、襲封公既已領受訖、「元史」卷四一「順帝本紀四」：「至正八年夏四月」乙亥、帝幸國子學、賜衍聖公銀印、升秩從二品、「孔顏孟三氏志」（中国国家図書館蔵明成化刊本）卷三89葉、「闕里誌」卷一三17葉危素撰「故襲封衍聖公贈中奉大夫河南江北等處行中書省參知政事護軍追封魯郡公諡文爾孔公神道碑」（以下「孔思晦神道碑」と略す。台湾中央研究院歷史語言研究所に拓本が蔵される）：子男一人、克堅、爵嘉議大夫襲封衍聖公、至正八年陞三品銀章、進中奉大夫。

③ 『元史』卷四四「順帝本紀七」：「至正十五年冬十月」庚午、以襲封衍聖公孔克堅同知太常禮儀院事、以克堅子希学爲襲封衍聖公、「宋學士文集」卷六八、京大人文研拓本ⅧNo.52「元故『襲封衍聖公』國子祭酒孔公神道碑」：十五年、平章政事達世帖木兒薦公明習習礼学、徵爲同知太常禮儀院事、以子希学襲公爵。たとえば、「石頂上の儒家文獻」（三三四頁）「至正十七年復手植楡銘碑」によれば、至正丁酉三月癸未の時点を孔希学の肩書さは中奉大夫襲封衍聖公である。

④ 皇帝聖旨：

吳王令旨：興安府欽泉、承奉

興安府指揮：「爲孔舜夫等差役事、仰更爲從實照勘、別無詐冒、依上優免施行。奉此」。昭得：先准本府儒学関該：「携儒人孔舜夫・明夫・和夫連名状呈：「係

先聖五十五代嫡孫、寓居欽泉西南隅南門内、建立

先聖孔子家廟、住籍爲因兵戈廢毀、前項基地、見蒙築砌城牆、起蓋城樓及墳山、稅產每歲依例輸納稅糧外、掇雜泛差役、有本隅里甲不行優免、將各戶一槩排充小甲等項。呈乞施行。得此」。因請優免施行。准此。昭得：孔舜夫等、委係

先聖後裔、貧窶孤寒、家道消乏、除各戶每歲依例輸納官賦外、雜泛差役、理宜優免。已經行下本隅、依上優免、及申覆

興安府、照驗施行。去後、今奉前因、合下仰照驗、依奉

興安府指揮内事理、依上優免施行。須至指揮。

⑤ 『闕里文獻考』卷七六「子孫著聞者考第十五之四」に見える明天順八年に三氏学学録に任じられた孔克旻のあざなも舜夫であるが、もとより別人である。その家系は孔思楷（父）、孔涇（祖父）、孔元謹（曾祖父）と遡ることができ、洪武初めより、五十六代衍聖公の口ぞえによつて孔涇が曲阜孔庭の族長となつた。なお、孔克旻の長兄の名は孔

克暉、次兄は孔克晏（字は堯夫）である。

⑥ 『潜研堂文集』卷三二「跋陶学士集」：明太祖初興泰龍鳳正朔、枝山野記載太祖伐張士誠、榜文云「龍鳳十二年、皇帝聖旨、吳王令旨」。王元美「道令攷」載太祖与魏國公徐達書、龍鳳十年至十二年凡十有七道、前二道稱「皇帝聖旨、吳王令旨」、其余但稱「吳王令旨」。実録与正史俱隱而不書。茲說「陶主敬集」、首載龍鳳十年十月江南行中書省劄付一通、至正之十八年也。又載龍鳳十年一月及十二月吳王令旨各一通。其文皆云「皇帝聖旨、吳王令旨」、此則至正之二十四年也。太祖之稱吳王、蓋林兒命之、故書皇帝頂格、書吳王空一格。史稱諸將奉爲王、亦非其実也。及林兒既亡、始有吳元年之稱、亦可見太祖之不忍顯背僞宋矣。

⑦ 『弘治徽州府志』卷一「建置沿革」：國初改興安府、吳元年、改徽

州府、属浙江、後改直隸京師。

- ⑧ 『事林広記』(内閣文庫蔵至順刊本) 別集卷一「官制類・随朝職品品」
 「元史」卷八五「百官志三」。集賢院、秩從二品。掌提調學校・徵求
 隱逸・召集賢良、凡国子監・玄門道教・引用祭祀・占卜祭逆之事、悉
 隸焉。

- ⑨ 二〇〇三年、韓国慶尚北道慶州で発見された『至正条格』が関連の
 文書を収録している可能性もある。公刊を鶴首して俟ちたい。

- ⑩ 全文は、『両浙金石志』卷十四「元崇奉孔聖諭旨碑」、『江蘇金石志』
 卷十九「崇奉孔子詔書碑(在蘇州府学)」等に載る。拙稿「大徳十一
 年「加封孔子制誥」をめぐる諸問題」(『中国——社会と文化』一四
 一九九九年六月、一四四—一四五頁)、『モンゴル時代の出版文化』二
 七—一三〇頁) 参照。

- ⑪ たとえば、『民国江都縣志』卷十五「金石考・元仁宗諭旨皇慶元
 年」、『北京圖書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』(以下「北拓」と略す)
 (元二) 第49冊「兗国公廟礼部禁約碑」(中州古籍出版社 一九九〇
 年 一三三頁)、『江寧金石記』卷七「元聖旨碑」等参照。

- ⑫ 『国朝文類』卷四一「学校」視儒学而加重、自時厥後、書院精舍
 月益歲増、「僑吳集」卷九「穎昌書院記」国家石文崇備、路府州県
 莫不有学、猶以為未也。故所在有書院、即其地其賢者而祀之。江南婦
 職方、書院之建、幾十倍於昔。

- ⑬ 『民国忠州直隸州志』卷五賈元「重修文廟繪像置田記」宋州県昔
 賜学田。迨我皇元、学皆置田。江南等郡、其數倍万、蓋又超前古而過
 之矣。

- ⑭ 「北拓」(元二) 第49冊一九七頁の歐陽玄「大元勅脩曲阜宣聖廟碑」
 に「文宗皇帝、續熙聖学、加号宣聖皇考為啓聖王、皇妣為啓聖王夫人、
 改銜衍聖公三品印章、賜山東塩運司歲課・及江西江浙兩省学田歲入
 中統幣幣三十一万四千四百緡、昇濟寧路傳修曲阜廟庭。文宗質天、太

皇太后有旨、董其成功。今上皇帝、入繼丕圖、儒学之詔方頒、開里之
 役鼎盛」とある。

- ⑮ 明の陸容の『儼山外集』卷八「金台紀聞下」は、勝国時、郡県俱有
 学田、其所入謂之学糧、以供師生慶餼、余則刻書、以足一方之用。工
 大者、則糾數妣為之、以互易成峽。故警校刻画、頗有精者、初非國器
 也、という。

- ⑯ 『四書集註』(台湾国家図書館蔵元刊本) 趙鳳儀跋

- ⑰ 『武林石刻記』卷二「西湖書院置田碑」、「元西湖書院書目碑」、「夷
 白齋稿」卷二「西湖書院書目序」、「至正四明統志」卷七、八「学
 校」

- ⑱ 「僑吳集」卷九「穎昌書院記」に「許昌馮君」夢周、昔為温州路
 經歷、嘗梓鏤六経圖諸書。及為平江路推官、得庸学語孟善本并小学書。
 夢周更為高経下註、其為書版凡若干卷、悉以婦之書院、而不以私於其
 家。其平日捐金、以購買之書籍、自六経伝註・子史別集、以至稗官雜
 說、其為書凡若干万卷、亦悉婦之書院。師生有欲借之者、則具姓名、
 列書目、而以時謹其出納、且慮書版所在民間得印者什無二三、強有力
 脅之使印者什則六七、是書板為学校累買某鄉桑聚地若干畝、計一歲
 之所入、畢一歲紙墨裝繕工食之費、則止矣。とあるのも、江南の書院
 のノウハウが河南許州に伝えられた例といえるだろう。

- ⑲ 江南での書籍購入については、『国朝文類』卷三一宋本「滋溪書堂
 記」、「養吾齋集」卷三「送五羊区善叔買書」、「至正集」卷十四「送馬
 明初教授南帰詩并序」、「傅与劭詩集」卷四「送羅克」為李太守之金陵
 市書」等参照。なお、「乾隆諸城縣志」卷十五「密州重修廟学碑」碑
 陰に見える、益都路高密県の士大夫たちが、至正十年に購入した書籍の
 リストの中にも、建安や廬陵で購入したと考えられるテキストが多数
 含まれる。

- ⑳ 『道園類稿』卷八「送秘書也速答兒大監載書帰成都」、「句曲外史貞

居先生文集」卷五「贈紐冷大監」、「賈礼部玩齋集」卷四「送内官兼職
買書歸立三賢祠」、「申齋劉先生文集」卷六「西蜀石室書院記」、「伊浜
集」卷十八「石室書院記」。なお、「申齋劉先生文集」卷六「雲南中慶
路儒學新製礼器記」にも、泰定年間頃、「孝経」を版刻して民間に販
売した売り上げ一万一千兩を以て江西行省吉安路で祭器（五六七〇
兩）、書籍（五三三〇兩）を購入したことが見えている。

⑲ 「孔顏孟三氏志」卷三89葉、「闕里誌」卷一317葉「孔思晦神道碑」

⑳ 「永樂大典」卷二六〇九「台・御史台四」『蒙古通紀統集』『添行台
官禄米』、『丹堦独对策科大成』卷四「職田」

㉑ 杉村勇造「元公順零拾」（服部先生古稀祝賀記念論文集） 富山房
一九三六年 五七一—五八三頁

⑳ 「廟学典礼」卷五「行省坐下監察御史申明学校規式」、建康儒学并
上元江寧學及明道・南軒兩書院、除学官外、名儒耆宿月支学糧養贍
不一、有每名一石者、有五斗者、有一名兩処支糧者、有一家數口共食
行供飲餽者、有不係貧寒之士冒濫支請者。

㉑ 「歷代名臣奏議」卷六七鄭介夫「上奏」綱二十目、養士、今之隸
名儒籍者、不知仕行本於幼学。而謂借徑可以得官、皆曰何必說書然後
富貴。既仕路非出於儒、不須虛費日力、但厚賂翰林集賢院、求一保文、
或称茂異、或称故官、或称先賢子孫、白身人即保教授。才入州選、便
求陞路、才歷一任、便幹提舉、但求陞選之速、何問教養之事！因此、
学校遂成廢弛、近朝廷舉擢二三孔氏、謂尊崇聖道不出於此。比年派
譜不明、但姓孔者、俱称聖裔、蠢然無学、即充路教。甫歷初階、即陞
八品。なお、鄭介夫「上奏」綱二十目については、拙稿「対策」
の対策「大元ウルス治下における科擧と出版——」（『古古典学の現
在』V 二〇〇三年一月 六〇頁）『モンゴル時代の出版文化』四二—
八頁）参照。

㉒ 「元史」卷二八「英宗本紀二」に、「二年春正月」戊寅、敕有司、

存卹孔氏子孫貧乏者、とあるように、無位無官の貧窮にあえぐ孔氏の
末裔に対しても極力、留意はされていた。

㉑ 「元典章」卷一五「戸部一・禄廩」巻頭の二葉の図表、および「事
林広記」別集卷二「官員禄秩俸給」は、廉訪使が八十兩と一錠三十五
兩、宣慰司の経歴が四十二兩と四十兩など、異同がしばしば見られる
が、その多くは刻版の際の校正ミスである。それらによると、路の教
授の月俸は十二兩、江淮淮南の学糧の有る処は支給しない、という。

「廟学典礼」卷二「学官職俸」によれば、至元二十四年六月に定めた
給与表では、路の教授は学糧五石、鈔五兩、学正が学糧三石、鈔三兩、
「至順鎮志」の編纂段階では、教授が禄米五石、俸錢二十五兩、学
正が三石、十五兩。「元典章」卷一五「戸部一・禄廩」『俸鈔』、『秘書
監志』卷二「禄秩」、「南台備要」の該当記事、「経世大典」を踏まえ
る「元史」卷九六「食貨志四」『俸秩』を見ても、大徳七年以後、至
正年間まで、物価の変動にともない、元来の俸給の三分の二を至元鈔
で払う（たとえば中統鈔三十兩ならば至元鈔二十兩）、俸米の支給の
加減、廃止などの調整が行われているが、「元典章」、「事林広記」の
表（中統鈔十兩⇨銀一兩）を基本に銀で計算されていることは間違い
ない。

㉒ 「新安名族志」（明嘉靖刻本）後卷下「孔・績漢」《八都》。在邑西
南市里。先聖孔子之四十八世孫曰端朝、宋建炎間為影県令、遂家歛之
城南。伝八世、克煥為学正、借弟克輝・克新・克文、依産因遷于此。
子孫以主祀例、世襲衣巾、春秋助祭文廟、使觀礼焉。

㉓ 「燕石集」卷十四「国子生杜俊墓誌銘」 兎管質衣於人、得鈔若干、
市書數卷。

㉔ 『至正四明統志』卷六「土産・賦役」《曆日錢》

㉕ 孔鋪（字は韶文）については、「弁州四部稿・続稿」卷一四七、「重
編瓊台藻」卷一〇「孔侍郎伝」に伝がある。宣聖五十八代孫であるか

らには、名の一字目に「公」の字を、あざなの二字目に「文」の字をもつが通例であり、ほんらい「孔公鋪」が正式な名前のはずである。現に『聖門志』卷三下「歷朝科目・郷科題名」においては、「孔公鋪」と記される。第五十八代衍聖公の孔公鑑も、孔鑑と呼ばれている例がいくつかある。曲阜孔林の五十八代孫処士孔鐸（字は齊文）の墓碑（京大人文研拓本ⅩⅧNo.66）に、「兄鑑五十八代襲封衍聖公」とみえる。宣徳元年二月十二日発令の制誥碑（京大人文研拓本ⅩⅧNo.80）でも「故襲封衍聖公孔鑑」と呼ぶが、「孔顔孟三氏志」卷二61葉「闕里誌」卷七「制勅」一31葉では「故襲封衍聖公孔公鑑」に訂正されている。

⑳ 『匏翁家藏集』卷五十「跋孔氏所藏先代文移」。「孔顔孟三氏子孫游学于外、所至儒学・書院入、給米石、蓋前元所著令。此則宣聖五十五世孫克剛・克信、至正間、游江南時、平江・嘉興二属邑文移也。其間有「行供宿頓」・「優加札符」等語。于以見當時遇三氏者之厚、何其盛哉。克剛既北還、独克信留居平江、已而兵阻、遂占籍長洲、生希安。希安生双流知県友諒。友諒生広東副使公鋪。再世甲科、為時名宦。保守故紙、不敢遺失。蓋此雖殘墨數行、足以信。吳中百年、有闕里一派。其為孔氏子孫左驗、而與譜牒相參考者、庶其在此。予獲與副使公同邑里、知其賢能、無忝家世、所以友之事之。何異宓子賤之在魯也。嘗竊自幸。他日其弟公鐸持此見示。三歎之餘、敬書其後。」

㉑ 『闕里誌』卷二「開達子孫」《五十五代》。克信字善夫、泗水県学教諭。克剛字徳夫、晋寧路学教授、「聖門志」卷三中「尼山書院世職学録一人」。元文宗至順三年、五十四代襲封衍聖公孔思晦請復尼山廟。礼部尚書康里公愛白於中書。順宗至元二年、左丞相公懋德議設尼山書院、以彭瑤為山長。至（正）「元」四年、重建聖廟、賜額尼山書院、立学舎祭田、未及大完、彭瑤卒。以益都路馬猶子為山長。後以五十四代孔思本為山長、陞般陽路学教授。五十五代孔克信、由泗水県儒学教

諭陞尼山書院山長。孔克綱、由北直隸儒学教諭陞尼山書院山長。なお、京大人文研拓本ⅩⅧNo.36「有元五十四世孫故承務郎汝寧府推官墓」によつて、かれが孔思友（字は益道）の三男であること、長兄の克忠が福建宣慰司照磨、次兄の克常が泗水県儒学教諭、弟の克綱は洙泗書院山長、本人は尼山書院山長として記されており、「闕里誌」卷二「開達子孫」のデータは至正年間のある時点での職務一覽表を転載したものであり、最終的な職を記録したものではないことがわかる。孔林、顔子林等の墓石、神道碑は、裏面に系図が刻まれているものもあり、滅びた石もあるとはいへ、悉皆調査がなされれば、より正確な「志」の編纂が期待でき、また、大元時代の孔顔孟三氏の就職状況も克明に分析できるだろう。

㉒ 『曲阜孔府檔案史料選編 第二編 明代檔案史料 全一冊』（二三三—三三九頁）「吳県孔氏北宗分支譜牒所載孔鋪事略」。「鈴印雍正朝代蘇州府吳県孔氏北宗分派支冊（一〇五—）」

㉓ 『孔顔孟三氏志』卷二89葉、「闕里誌」卷二137葉「孔思晦神道碑」、「元史」卷一八〇「孔思晦伝」

㉔ 『孔顔孟三氏志』卷二「成宗大徳四年孔廟石刻」

㉕ この年、御史中丞の趙世延が南北の儒学の祭礼を統一するよう、建言している。「説学齋稿」卷五「尼山大成殿四公配享記」

㉖ 『国朝文類』卷十一楊果「楊府教授三氏子孫制」、「臨川呉文正文集」卷七三「故文林郎東平路儒学教授張君墓銘」

㉗ 『始豊稿』卷十三「故元松江府儒学教授孔君墓誌銘」。元制、凡孔氏後、得從其族長推舉、移衍聖公府、送所選類選注学校官、出身視庶姓優一等。至正初、族長元祐、舉孔氏子孫之在江南者、以君為首選。衍聖公府移江浙行省注、充慶元之翁洲書院山長。また、「林登州遺集」卷八「送孔善夫序」には、「聖人之遺、与天地同大。故其世沢亦与天地相為悠久。文獻之盛、代有可徵、而崇徳象賢、靡間北南。歴世

以来、未有若我朝之盛者也。衍聖襲封上公、曲阜裔孫布衣、得授郡教、一考即入流品。江南諸裔、加歷省註、毘教于郡、恩數優異、著在令甲、吁亦盛矣」とある。

④① 『雲陽李先生文集』 卷八「故將仕郎江浙財賦府照磨賀君墓誌銘」、

『蘇平仲文集』 卷十三「故元温州路同知平陽州事孔公墓誌銘」

④② 『金華黃先生文集』 卷三、四「承直郎湖州路總管府知事孔君墓誌銘」

④③ 『永樂大典』 卷一三九九三—六葉—七葉孔濤「闕里譜系序」、

④④ 『氏家廟志』(中國國家圖書館藏明嘉靖刻本) 孔淑「闕里世系圖題辭」、

周伯琦「跋孔氏宗譜後」

④⑤ 『揭文安公集』 卷八「孔氏譜序」

④⑥ 『千頃堂書目』 卷三「孔元祚孔氏統錄五冊。元祚孔子五十一代孫、

編于延祐間」。なお、「中庵先生劉文簡公文集」 卷十六「昔孔昭祖孔氏

南北通譜後」は、皇慶二年から延祐五年の間に書かれたものであり、

④⑦ 「闕里世系図」、「孔氏統錄」と関係がありそうである。

④⑧ 第二節註④および「曲阜孔府檔案史料選編」 第三編「清代檔案史料

第一冊」(三四九—三五〇頁)「南宮原孔子世家譜記孔氏正嫡与外院之

辨」『続直隸保定府冀州南宮原孔子世家譜(一〇〇〇)』参照。

④⑨ 京大人文研拓本XⅧ No. 3、XⅧ No. 7、XⅧ No. 8、XⅧ No. 9、XⅧ No. 14、XⅧ No. 24、

XⅧ No. 48、XⅧ No. 49

④⑩ 「滋溪文稿」 卷二九「書黃提學贈孔世川序後」。昔者國家初定中國、

而孔子五十一世孫金泰常襲封衍聖公抱礼樂之器來歸、文治由是興焉。

泰常既老、有冒孔氏以承其祀者、族人訟之有司、誣被刑苦、乃復訴之

于朝、始正其事。是則世川之曾大父・大父也。邇年復有謬欲奪襲封者、

天爵適居中台幕府、帥諸御史力言其事。未幾、忝忝春官、具事始末白

于廟堂、丞相以聞、制可其請、孔氏宗法卒歸于正焉。」

④⑪ 曲阜顏子廟、鄒魯孟子廟それぞれに、摩滅がひどいが「世系図」碑

が確認される。また、「孟氏祖庭圖記」十卷が孔思晦の時代に編纂さ

れており、宋金代の家譜もふまえた系図、族譜を収録していた。当該

書は、洪武八年に一部増改訂のうえ十一巻本として重刊された。さら

に、巻一の絵図と目次計二四葉を一碑の両面に刻してモンゴル時代と

同様、いつでも拓本をとり製本できるようにしたのである。劉培桂

④⑫ 『孟子林廟歷代石刻集』(齊魯書社 二〇〇五年九月 九四—一〇〇

頁、図版二)参照。

④⑬ 『孔顏孟三氏志』 卷六19葉には、至正十八年に総兵官金紫光祿大夫

知樞密院事であったブラルキが、紅巾の乱の鎮圧にあたり、いちはや

く河北、山東、兩淮の勲旧名臣、並びに孔顏孟三氏及び一品より七品

に至る文武の官の子孫を蒙古、回回、漢人の國学にて保護することを

皇帝の聖旨のもとに宣言した劄付が収録されている。

④⑭ 戦乱の様子を生々しく伝える資料として『清美録』 卷四「行樞密院

保鄭希貢尹欽咨呈浙江行中書狀」がある。この訳注を含め、至正十二

年から洪武初年にかけての徽州については、稿を改めて論じる。

④⑮ むろん、程敏政が孔克煥の後裔から直接に文書を借りうけて収録し

たのではなく、洪武十年(一三七七)に朱同が編纂した「重編新安

志」十巻から転載した可能性も否定はできないが、もしのちにそれな

りの官位を得た者がいたならば、程敏政があらためて言及したはずで

ある。

四 むすびにかえて

孔端友の南渡よりはるか以前の後唐同光二年（九二四）、キタイとテュルク系の沙陀族が華北を駆け巡っていたころ、ひとりの男が家族を連れ、山東から海に出て浙江は温州の平陽にたどりついた。男の名は孔檜、孔子の四十二代孫で、第三十九代文宣公（衍聖公となる前の称号）孔策の第三子郁より出た、とされる。曲阜では、既に述べたように、同じく四十二代孫の孔光嗣が、灑掃戸の孔末に殺され、家も乗っ取られてしまった。長期の動乱で文宣公の襲封もかなわず曲阜本家の威光はうしなわれていた。そこを乗じられたのである。孔光嗣のみならず孔氏一族は、たまたま母の実家に里帰りしていた生後九ヶ月の孔仁玉をのこしてほとんど皆殺しの憂き目に遭った。のち地元の人が孔仁玉の成人を俟ってからお上に訴え出て、ようやく本家は嘗ての地位を取り戻し、ながらく途絶えていた文宣公の襲封も認められた。これが故に孔仁玉は中興の祖とされる。孔檜もそのときの生き残りということになるのだろう。いずれもかなり芝居がかった話ではある。

真偽のほどはともかく、大元ウルス治下、平陽の孔氏は孔子の裔孫と認定され、つぎつぎと各地の学職に就いていった^①。そのひとり五十四代孫の孔文昇（字は退之）は、父孔潼孫の仕事の都合で平陽から杭州、建康へと転居を繰り返して、そのうえ至元二八年（一二九二）、大都に赴く途中で父が病死、若く蓄えもなく係累も多かつたため故郷の平陽に帰ることができず、溧陽にある妻の実家に身を寄せた。そうした事情を子孫、世間に伝え遺すべく家譜『闕里譜系』を編纂したという。『弘治溧陽県志』巻四「孔文昇伝」では、先祖の孔公志が建炎年間、高宗に随って南渡してはじめて温州に移住したことになるっており、『闕里譜系』がむりやり孔公志の系譜を孔檜に遡らせた産物である一抹の疑惑も拭えないが、そこは抜き取りなく、とうじ江浙儒学提拏の任にあり、当代きつての書画家として名を馳せていた趙孟頫に序文を依頼して、權威付けもした^②。至治元年（一三三一）には、かの孔澇が溧陽の教授に着任しており、天曆二年の『闕里譜系』編纂のさい、参考資料の一つとなった可能性もある^③。

ところが、この孔文昇については、かの鄭介夫が名指しで猛烈な批判を浴びせていた。

たとえば、孔文昇は江南浙西道肅政廉訪司の書吏で、支部の常州路にて巡回按察をしておりましたが、孔文声という偽名を名乗ってもう一人の自分を作り出し、江浙行省に自己推薦の書類を書いて「学正を歴任して任期を満了しました」と称し、肅政廉訪司が行う再チェックはもとの孔文昇たる自分自身で行って保証書を捏造、府、州の官吏採用予定者の名簿に潜り込みました。そのうえ、孔子の子孫であることを根拠に、州、府の儒学教授どころか太平路の儒学教授に昇進いたしました。叙任状が発給されてからも、相変わらず肅政廉訪司での仕事もしております。こんなふざけた詐欺行為を中書省のお歴々があらためて追及、尋問しないでは、まっこと、孔氏一門の汚点、御史台系統の恥となりましょう。^④

太平路の儒学教授孔文声の名は、じつは書誌学の世界では、それなりに知られている。大徳九年（二三〇五）から十一年にかけて、江浙行省下において刊行されたいわゆる大徳九路本正史の『漢書』に、かれの直筆の跋が掲載されているからである。^⑤しかも、この跋文を読めば、さいしょ、江東建康道肅政廉訪司に十七史の刊行をもちかけたのは、ほかならぬ孔文声であったこと、かれの居る太平路が諸路にさきかけて『漢書』を刊行し模範を示したことがわかる。肅政廉訪司に顔が利くのもその筈、孔文昇としての経歴、活動も依然続いていたのである。^⑥正史十七史の一大刊行事業によって実績をつくるだけでなく、誰もが必ず見る人氣の『漢書』の「目錄」の直後に自身の跋を置くことによってもうひとりの自分の名をも永遠に遺そうとしたのであった。正統性の象徴たる正史が、「曲阜孔文声」の正統性をも保障することを狙って。

この煮ても焼いても喰えない男、孔文声こと孔文昇の息子こそ、「至正直記」の著者孔克齊（字は肅夫）であった。^⑦その名からも知れるとおり、やはり宣聖五十五代孫にあたり、みずから「闕里外史」と号した。自著において、顔子、孟子、朱子等の子孫の出自にケチをつけまくっていることからすると、自身の血統によほどこだわりがあつたのだろう。^⑧かれが、父の一生を美しく語る巻四「先君教諭」は、孔文昇のプライドの高さ、常州路の学正のポストを撥ね付けたこと、江東建康道肅政廉訪使の虚摯との密接な関係、溧陽の沈氏の入り婿と為つたにもかかわらず孔家の特権を享受しつづけたことな

ど、皮肉にも鄭介夫の告発を逐一裏付ける資料となっている。また、かれはその中で、昨今出まわっている書坊の刊行に係る『陽春白雪』の中の一曲「徐容齋贈千金奴一段」が、じつは徐琰の作ではなく、文才に優れた父が徐琰の求めに応じて即席で賦したものだ、と主張する。いま、楊朝英の『樂府新編陽春白雪』（南京図書館蔵元刊本）前集卷二小令【双調・蟾宮曲（俗名折桂令）】には、たしかに「徐容齋贈千金奴一段」がある。

さらに、かれは『国朝の文典』として

和林志・至元新格・国朝典章・大元通制・至正条格・皇朝経世大典・大一統志・平宋録・大元一統紀略・元真使交録・国朝文類・皇元風雅・国初国信使交通書・后妃名臣録・名臣事略・錢唐遺事・十八史略・後至元事・風憲宏綱・成憲綱要・趙松雪、元復初、鄒素履、楊通微、姚牧庵、盧疎齋、徐容齋、王肯堂、王汲郡等三王、袁伯長、虞伯生、揭曼碩、歐陽圭齋、馬伯庸、黃晋卿諸公文集・江浙延祐首科程文・至正辛巳復科程文

を挙げたが、その多くをじつさいに所有していた。こんにち国内外に現存する元刊本、それを覆刻した朝鮮版、五山版、明刊本、鈔本および同時代の関連文献から判断するに、江浙行省、江西行省下の廟学、書院において作製された大字本と、建安、廬陵などの書坊が刊行した巾箱本、小字本、いずれも入手可能であった。至正十二年以前、かれは父の孔文昇とともに江浙行省下で書籍、拓本の収集に熱中した。拓本だけでも数百枚にのぼったという^⑤。父の恩蔭、孔子の末裔の特権のいずれを利用したにしても、とうじせいでい山長クラスであった孔克齊が、なぜ膨大な書物を持ちえたのか。『至正直記』の中の情報、知識ははたしてどこからきたのか。おそらくは、かれの手元にも衍聖公孔克堅の命令書があったのである。

① 『臨川吳文正公集』卷五「送孔教授婦拜廟序」、「始豊稿」卷十三

「故元松江府儒学教授孔君墓誌銘」、「蘇平仲文集」卷十二「故元吳江州儒学教授孔公墓誌銘」、「陶学士文集」卷十「送宗文山長孔子充秩滿等」参照。なお、「民国平陽県志」は、平陽の孔氏に関する資料を同時代の文集、石刻、後世の家譜から網羅的に集めており便利である。

② 『松雪齋文集』卷六「閩里譜系序」

③ 『至正金陵新志』卷九「州県學校」、「金華黃先生文集」卷三四「承直郎湖州路総管府知事孔君墓誌銘」

④ 『歴代名臣奏議』卷六七鄭介夫「上奏一摺一千目・選法」、如孔文昇係浙西廉訪司書史、巡按常州、改作文声、举祿歷任学正滿考、自行

体覆捏合、入府州選、又以宣聖子孫、即陞太平路教授、除命已下、猶在憲司勾當。如此詐偽、而省部更不究問、實為孔門之玷、風憲之羞。

⑤ 『鉄琴銅劍樓宋金元本書影』「史部元本書影二・太平路新刊漢書」

江東建康道肅政廉訪司、以十七史書牒得善本、從太平路學官之請、遍牒九路、令本路以西漢書率先、俾諸路咸取而式之。置局于尊經閣、致工於武林。三復討誦者、耆儒姚和中輩十有五人。重校修補者、學正蔡泰亨。版用二千七百七十五面。工費具載學計。茲不重出。始大德乙巳仲夏六日。終是歲十有二月廿四日。大平路儒學教授曲阜孔文声謹書。

⑥ 『安徽通志金石古物考稿』卷五「石刻・碑誌四・元」によると、宣城県に立つ「大元江東建康道肅政廉訪司題名記」碑は、廉訪使以下題名の部分が剝落してしまっているため、孔文昇の名の有無を調べることができな。『北拓』（元三）第50冊九九—一〇〇頁参照。

⑦ 『至正直記』の作者は宣聖五十五代孫の孔克齊（字は肅夫）であり、『統文献通考』、『四庫全書総目提要』等が、孔齊とするのは誤りで

ある。『佩玉齋類纂』卷二「靜齋記」、『開有益齋読書志』卷四「至正直記」、丁国范『静齋至正直記』三議（『元史及北方民族史研究集刊』一一一九八七年十二月 六四—六七頁）参照。

⑧ 『至正直記』卷三「先賢之後」

⑨ 『至正直記』卷二「別業著書」、『取貯古刻』

⑩ 『弘治溧陽縣志』卷四「孔克齊伝」によると、杭州路黄岡書院の山長、のち翰林国史院の編修官に昇進したとあるが、『成化杭州府志』卷二六「書院」にも述べられるように黄岡書院が義塾から書院に昇格したのは張士誠の勢力下にあった至正末年のことで洪武年間には廃止になる。

『付記』 本稿は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。

（京都大学人文科学研究所助手）

capital, but it was expanded to cover eight cho. The fact that the placement of the Shinsen-en within the spatial layout of Heian-kyo was designed to correspond to the southern boundary of the palace grounds (at Nijo Oji) was of great significance. In view of the cultural character of the reign of Kanmu and the legend of the view of the southern pond of the palace in Baekje capital of Buyo, these factors may have influenced the location of the Shinsen-en.

Shinsen-en first appears in the historical record in Enryaku 19 (800), but it was used only irregularly as a location for banqueting during the reign of Kanmu. Emperor Kanmu conceived of preparing separate sites for each of the major ceremonies in the capital, but such a plan could only be put into practice after Kanmu's death. The preparation of the Shinsen-en as a royal garden was completed by the reigns of Heijo and Saga and served as the location of the ceremonies for the annual observances such as the Third of the Third month, the Seventh of the Seventh month, the Ninth of the Ninth and the Flower Banquet. The element common to all of these ceremonies was the inclusion of a banquet featuring the composition of Chinese verse. The early Heian period was characterized by the concept of *bunsho keikoku* 文章經國, the belief that literature had the power to assist in the operation and rule of the state, and the Shinsen-en served as the stage on which political culture of the period was played out. Emperor Kanmu sought an ideal capital that could represent the orthodoxy of his rule, and the Shinsen-en was the space created in the Heian-kyo to embody his will.

The Orders of the Yanshenggong in the Documents of Huizhou

by

MIYA Noriko

Successive Chinese dynasties have esteemed Kongzi 孔子 (Confucius) and Confucian learning and have bestowed special privileges to the temple of Kongzi at Qufu 曲阜 in Shandong and to his descendants. Yanshenggong 衍聖公 was the hereditary title of nobility granted to the heirs of Kongzi after the Song dynasty. The descendants of Kongzi were gradually dispersed throughout the land from Qufu due to warfare and internal strife within the family. As a result of the Jurchen advance into northern China in particular, the main line of Kongzi was split into two houses, and holders of the title Yanshenggong arose in Qufu under the Jin dynasty and also in Quzhou 衢州 under the Southern Song. Furthermore, amidst the turmoil at the

demise of the Jin dynasty, the Mongol court, or the bureaucrats who administered the Shandong area under their rule, strove from early on to protect Qufu and the descendants there, but, because of over zealousness on both sides, the awkward situation of having two holders of the title Yanshenggong at the same time arose at Qufu. The situation was soon remedied by the intervention of the Mongol court, but this was ultimately simply papering over a deeper rift, and become a source of the long-term conflict within Kongzi family at Qufu. On the other hand, after take over of the Southern Song by the founder of the dynasty, Kublai khan, the Kongzi family in Quzhou relinquished the title of Yanshenggong, and thereafter only one person held the title.

However, the questions of just when after the time of Kublai the Yanshenggong obtained real power, what concrete authority was exercised, and what orders were issued to temple schools 廟学 and private academies 書院, the Kong family and Confucian scholars throughout the land has never been examined. Nor can it be said that historical sources of various types such as texts, stone inscriptions and archival government documents that are concerned with the relationship between the Kong family in Qufu and branches of family around the nation have been sufficiently explored.

In the work known as the *Xinanwenxianzhi* 新安文獻志 are found the extremely rare written orders of 55th Yanshenggong, Kong Kejian 孔克堅, to Kong Kehuan 孔克煥 and his three brothers, descendants of Kongzi who resided in Huizhou 徽州 during the Zhizheng 至正 era of the Daiön ulus (Yuan dynasty). This written order verified the holder as a genuine descendant of Kongzi and functioned something like a passport, ordering that the costs of lodging, travel, food, and book purchases be born by the local temple schools and academies when these descendants traveled in the South 江南. Moreover, the same written orders were issued to other descendants of Kongzi throughout the nation. The famous mid-Ming era official Wu Kuan 吳寬 actually saw one of these documents. Furthermore, it was not only the descendants of Kongzi, but also those of Yanzi 顏子 and Mengzi 孟子 who also received such special treatment. Because a particularly plush lifestyle was guaranteed them, there were even cases of officials resigning their posts to become itinerant scholars. Kong Keqi 孔克齊, the author of *Zhizhengzhiji* 至正直記, was probably able to travel about the land and obtain vast knowledge, and establish his reputation as a collector of books and rubbings by virtue of having received such an order from the Yanshenggong.

The historical background that made the issuing of such orders by the Yanshenggong possible was the deliberate bestowal and strengthening of the authority of Kong Sihui 孔思晦, the 54th Yanshenggong (who had Jurchen blood and

was the father of Kejian) by the imperial court after Renzong 仁宗 (Ayurbarwada), and the fact that he was provided personnel, material assistance, and funding because his home functioned as the national general headquarters of Confucian scholars and as a government office. It should also be noted that Kong Sihui himself directed the organization of the lineages of the three families, Kong, Yan, and Meng.

The Relation of 'Commons' in the Littoral Zone to Villages, Manors
and *Miyaza* in Medieval and Modern Japan: A Case Study of the
Right to Use Shrine Fishing Traps in Lake Biwa

by

SANO Shizuyo

The aim of this paper is to clarify the process of the formation of 'commons' held by village communities from the historical point of view, focusing in particular on cooperative use of resources in the littoral zone. Many of the previous studies of commons have focused on land usage, but little attention has been given to the usage of the sea or lakes. In order to make up for this gap, the author deals in this paper with the communally held resources in the littoral zone, particularly with the reed beds around Lake Biwa. The reed beds were the sites of fishing grounds where the traditional method of fishing, unique to the region, involved the use of a trap called an *eri*.

It was often the case that prior to World War II village communities had rights to use *eri* on the shores of Lake Biwa. The *eri* traps belonged to village communities, so they were called *mura eri*, village *eri*. In other words, the right of use of the traps was also a common right. The concern of this paper is, therefore, to investigate the origins of *mura eri* as communally held resources.

This study makes clear that the prototypes of *mura eri* existed in the medieval period and that they originated as the property of shrines of manors and villages. In the early Kamakura period, the shrines of the guardian spirits of a manor owned the rights to use the *eri* that held the largest catch. This *eri* could only be used by the members of the *miyaza*, a guild-like organization associated with the shrine, which was composed of residents of higher rank, *myoshu*. This right of use was retained throughout the medieval period and into the early Edo period. It is important to note that it was the exclusive right of a narrow, closed society.